



保険金・給付金 ご請求のしおり



もれなくご請求いただくために

P1~

具体的なお受取り事例

「お受取りいただける手術」の代表的な事例など

P5~

お手続き書類について

P23~

税務上の取扱い

P27~

このようなときにはご連絡ください

もれなくご請求いただくために

もれなくご請求いただくために



具体的なお受取り事例

具体的なお受取り事例

お手続き書類について

お手続き書類について

税務上の取扱い・保険用語

税務上の取扱い・保険用語

病気やケガで手術をした

病気やケガで入院をした

退院後に通院をした

次の事例のような場合などにも、保険金・給付金をお受取りいただける可能性や、保険料のお払込みが免除となる可能性がありますので、ご連絡ください。

具体的な事例

- 入院を伴わない(外来)手術を受けた
- がん治療目的の放射線治療を受けた



対象となる保障例

各種医療保険
各種がん保険
手術給付金付疾病入院特約

具体的な事例

- 急性心筋梗塞で60日間仕事ができなかった
- 脳卒中で60日以上麻痺が残った



対象となる保障例

各種特定疾病保険(特約)
7大疾病保険金・給付金
(生活習慣病保険)
7大疾病一時金特約

- ケガで骨にひびが入ってしまった
- ケガで脱臼してしまった
- ケガで腱が断裂してしまった



特定損傷特約

- 事故で手や足の指を切断した
- 寝たきりになった



傷害特約(*)
*疾病を原因とする障がいは対象外
保険料のお払込み免除

- 入院や手術等の治療開始前に「がん」と診断確定を受けた
- 入院をしないで抗がん剤治療や放射線治療を受けている
- 自由診療による抗がん剤治療を受けている



各種特定疾病保険金(特約)
7大疾病保険金・給付金
(生活習慣病保険)
7大疾病一時金特約
がん治療給付特約
がん診断給付特約
がん自由診療特約

- 日常生活で介助が必要となっている
- 歩行が困難となっている
- 認知症になった



各種介護保障(特約)
特定状態給付保険
収入サポート保険

※ご契約内容により、保険金・給付金などをお受取りいただける場合とお受取りいただけない場合があります。

ご請求手続きの流れ

手術をした

入院をした

被保険者が亡くなった

上記のような場合の保険金・給付金ご請求手続きは、以下の流れとなっています。
4ページの **ご留意事項** とあわせてご確認ください。

① 朝日生命へのご連絡

お客様

受取人より、当社担当者またはお客様サービスセンターにご連絡ください

- お手元に、ご契約の証券記号番号が分かる書類（保険証券・インフォメールあさひ、等）をご用意ください。
 - 保険金などをめれなくご請求いただくために、以下の内容をお伺いします。
 - ・証券記号番号 ・お電話をいただいた方のお名前 ・被保険者名
 - ・入退院日、死亡日、事故日、病名、手術名、手術日、通院の有無など
- ※病名等は、必要書類をご案内するためにお伺いするものですので、差支えない範囲でお申出ください。

② 請求のご案内

朝日生命

ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求の詳しいご案内と請求書類をお届けします

※郵送によるお手続きについては、一部お取扱いができない場合があります。
(指定代理請求人からのご請求の場合、高度障害保険金のご請求の場合、等)

③ 請求書類のご提出

お客様

ご案内した必要書類をお取りそろえのうえ、ご提出ください

④ 保険金・給付金のお支払い

朝日生命

保険金・給付金をお支払いします。または、保険料のお払込みを免除します

- ご提出いただいた書類の内容を確認のうえ、お支払いします。
または、保険料のお払込みを免除します。

⑤ お支払明細書をご確認ください

お客様

お支払金額などを記載したお支払明細書またはお支払通知書をご郵送しますので、ご確認ください

「あさひマイページ」で給付金お支払明細書をご確認いただけます。
「あさひマイページ」のご登録がお済みでない場合は、ご登録をご確認ください。

※お支払内容により参照できない場合もございます。

ご登録はこちら



ご留意事項

- 受取人が請求できない場合のお取扱いについては、24～26ページをご参照ください。
- 家族型の特約が付加されているご契約で、傷病者をご家族の場合は、主契約の被保険者が受取人となります。

- ご請求に必要な書類は、お申出いただいた病名などによって異なります。お届けする詳しいご案内に必要書類を記載しています。
- ご提出いただく書類の一例を23ページに掲載しています。
- 一部の給付金のご請求については、当社職員が持参する端末画面に署名いただくだけの電子手続きがご利用いただけます。

- 記入内容やご提出いただく書類にもれ等がないかを確認のうえ、朝日生命へご提出ください。

- 保険金・給付金は、請求書類の不足や記載内容に不明な点が無い場合には、ご提出いただいた請求書類が朝日生命に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- ただし、保険金・給付金をお支払いするための確認・照会が必要な場合には、必要書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日以内にお支払いします。この場合は、あらかじめお支払いまでに所要の日数がかかることをお知らせします。詳しくは21ページをご参照ください。
- やむを得ず上記期限を超えてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。
- 退院日・手術日・死亡日等に属する月の保険料のお払込みがない場合、保険金・給付金から保険料相当額を差し引いてお支払いします。

死亡保険金・入院給付金などを

お受取りいただける場合 お受取りいただけない場合 の具体的な事例

保険金・給付金のお支払いは、ご契約の保険種類・特約によってお取扱いが異なる場合があります。1つの事例で「お受取りいただける場合」に該当しても、別の事例で「お受取りいただけない場合」に該当する場合には、保険金などをお受取りいただけません。詳しくはお手元の「保険証券」や「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。

事例 1

入院給付金のお受取り

治療目的



お受取り
いただける場合

血尿が出たため病院で受診したところ、**医師により治療するにあたって原因を調べるための検査入院が必要であると指示を受けたため**、入院された場合



お受取り
いただけない場合

定期的な健康診断目的で
人間ドックを受けるためだけに入院された場合



解説

入院給付金は、医師による治療が必要であり、通院では治療が困難なため病院または入院施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念した入院治療期間についてお受取りいただけます。よって、**治療を伴わない健康診断や人間ドック検査のための入院は、お受取りいただけません。**

医師の指示によらない入院や、通院での治療が可能な入院、医師の管理下で治療に専念する必要がない入院は、お受取りいただけません。

事例 2

入院給付金のお受取り

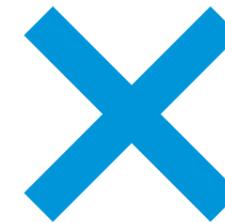
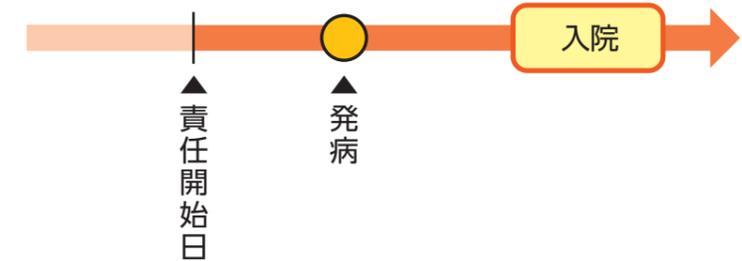
責任開始日

入院給付金は、入院の原因となる病気やケガの発生日が責任開始の時以後の場合にお受取りいただけます。



お受取り
いただける場合

ご契約**加入後**に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合



お受取り
いただけない場合

ご契約**加入前**から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、加入後に悪化して入院された場合



解説

入院給付金は、責任開始の時前に発生した疾病または傷害を原因とする場合には、原則として、お受取りいただけません。

「お受取りいただけない場合」であっても、以下の場合にはお受取りの対象となる場合があります。

- 責任開始の時から2年経過後に開始した入院である場合
- 転換や保障見直しをされたご契約
- 責任開始日より前に発病していた疾病もお支払いとなるご契約
- 責任開始日より前に発病した疾病について、「加入時に告知いただいた場合」や「告知の時点で医療機関への受診がなく、発病した認識や自覚がなかった場合」など

事例 3

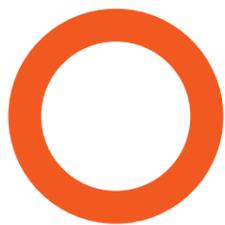
入院給付金のお受取り

支払限度日数

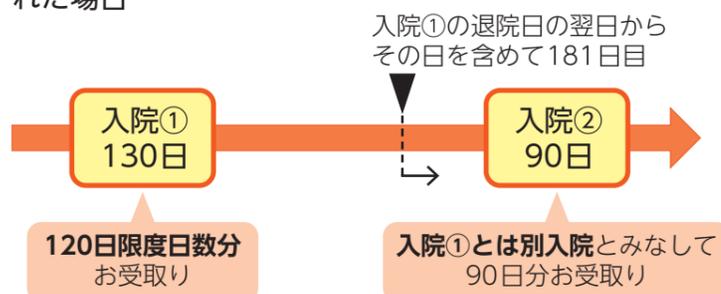
入院給付金は、入院日数が「1回の入院に対する支払限度日数」かつ「通算した支払限度日数」以内の場合にお受取りいただけます。

医療保険（返戻金なし型）（2010）【120日限度日数タイプ】の場合

「大腸がん」で130日間入院し、退院日の翌日から**181日目以降に入院を開始し**、再び「大腸がん」で90日間入院された場合



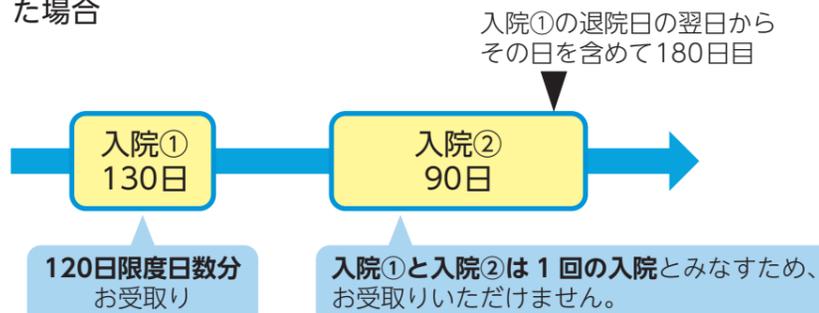
お受取り
いただける場合



「大腸がん」で130日間入院し、退院日の翌日から**180日目以内**に入院を開始し、再び「大腸がん」で90日間入院された場合



お受取り
いただけない場合



解説

同一の疾病（医学上密接な関係にある一連の疾病をいいます）を直接の原因として2回以上の入院をされた場合は、原則**1回の入院とみなします**。ただし、前回の入院の退院日の翌日から**181日目以降に開始された入院**は、新たな入院とみなします。

なお、疾病による入院と不慮の事故による傷害を原因とした入院は、それぞれ別の入院とみなします。

1回の入院および通算の支払限度日数はご契約の時期や内容により異なります。

事例 4

手術給付金・放射線治療給付金のお受取り

給付対象となる手術・放射線治療

手術給付金は、契約内容ごとの支払事由に該当する場合にお受取りいただけます。

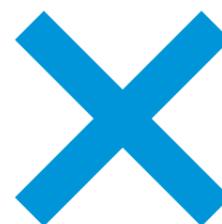
以下では「医療保険（返戻金なし型）（2010）」について説明しますが、「手術給付金付疾病入院特約」などの場合は要件が異なりますのでご注意ください。

医療保険（返戻金なし型）（2010）の場合



お受取り
いただける場合

- 右下腹部に圧痛があり虫垂炎と判断され、「**虫垂を摘出する手術（虫垂切除術）**」を受けた場合
- 出産時に帝王切開が必要と診断され、「**帝王切開術**」を受けた場合
- 乳がん治療のため、「**放射線照射治療**」を受けた場合



お受取り
いただけない場合

- 傷口を縫合するため、「**創傷処理**」を受けた場合
- 皮膚等にできた膿を出すため、「**皮膚切開術**」を受けた場合
- 感染・壊死組織を取り除くため、「**デブリードマン**」を受けた場合
- 骨折の治療のため、「**非観血的整復術**」を受けた場合
- 耳・鼻にできた異物を取り除くため、「**外耳道異物除去術**」「**鼻内異物摘出術**」を受けた場合
- 皮下腫瘍を取り除くため、「**皮膚、皮下腫瘍摘出術**」を受けた場合
- 分娩時の会陰切開に対して、「**会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時）**」を受けた場合
- 親知らずに対して、「**抜歯手術**」を受けた場合

解説

契約内容により、手術給付金の支払対象となる要件が異なり、それぞれの要件に該当しない場合には、お受取りいただけません。

「医療保険（返戻金なし型）（2010）」の場合は、医科診療報酬点数表において手術料の算定される手術（約款で支払対象から除外している手術を除く）の場合にお受取りいただけます。

「○お受取りいただける手術」「×お受取りいただけない手術」の代表的な事例

ご契約の保険種類・特約・ご加入時期等によってお取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお手元の「保険証券」に違いが生じることがあります。

○…お受取りいただける手術 ×…お受取りいただけない手術

部位	手術名	手術給付金付 疾病入院特約 総合医療保険 新総合医療保険	新医療保険			医療保険(2010) 医療保険L(2011) 引受基準緩和型 医療保険
			手術給付金	手術サポート給付金(※1)		
				入院中手術(※2)	外来手術(※3)	
皮膚	植皮術(25cm ² 以上の場合)	○	○	×	×	○
	植皮術(25cm ² 未満の場合)	×	×	○	×	○
	皮膚切開術	×	×	○	×	×
	皮膚・皮下腫瘍摘出術	×	×	○	×	×
	デブリードマン	×	×	○	×	×
乳房	乳房切除術	○	○	×	×	○
	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術	×	×	○	○	○(※4)
筋骨	アキレス腱縫合術	○	○	×	×	○
	関節鏡下半月板切除術	○	○	×	×	○
	骨折観血の手術(指以外)	○	○	×	×	○
	骨折非観血的整復術	×	×	○	×	×
	骨内異物除去術(抜釘術)	×	×	○	×	○
	人工関節置換術(指以外)	○	○	×	×	○
呼吸器・胸部	扁桃摘出術	×	×	○	×	○
	慢性副鼻腔炎根本手術	○	○	×	×	○
	アデノイド切除術	×	×	○	×	○
	縦隔腫瘍摘出術	○	○	×	×	○
	肺切除術	○	○	×	×	○
循環器・血管	ペースメーカー移植術	○	○	×	×	○
	経皮的カテーテル心筋焼灼術	○(※5)	○(※5)	×	×	○
	冠動脈、大動脈バイパス移植術	○	○	×	×	○
	下肢静脈瘤血管内焼灼術	○	○	×	×	○
	内シャント造設術	○	○	×	×	○
消化器	胆嚢摘出術	○	○	×	×	○
	肝(部分)切除術	○	○	×	×	○
	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	○(※5)	○(※5)	×	×	○
	虫垂切除術	○	○	×	×	○
	鼠径ヘルニア手術	○	○	×	×	○
	痔核手術(根治手術)	○	○	×	×	○
泌尿器	痔核硬化療法	×	×	○	×	○
	腎摘出術	○	○	×	×	○
	経尿道的尿管ステント留置術	○(※5)	○(※5)	×	×	○
	経尿道的前立腺手術	○	○	×	×	○

や「ご契約のしおりー定款・約款」などをご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によってもお取扱い

○…お受取りいただける手術 ×…お受取りいただけない手術

部位	手術名	手術給付金付 疾病入院特約 総合医療保険 新総合医療保険	新医療保険			医療保険(2010) 医療保険L(2011) 引受基準緩和型 医療保険
			手術給付金	手術サポート給付金(※1)		
				入院中手術(※2)	外来手術(※3)	
生殖器	帝王切開術	○	○	×	×	○
	流産手術	○	○	×	×	○
	子宮筋腫摘出術	○	○	×	×	○
	子宮頸管ポリープ切除術	×	×	○	○	○
	子宮附属器腫瘍摘出術(両側)	○	○	×	×	○
	精巣摘出術	○	○	×	×	○
内分泌器	下垂体腫瘍摘出術	○	○	×	×	○
	甲状腺摘出術	○	○	×	×	○
神経	脳動脈瘤クリッピング	○	○	×	×	○
	頭蓋内血腫除去術	○	○	×	×	○
	減圧開頭術	○	○	×	×	○
	水頭症手術	○	○	×	×	○
	神経移植術	○	○	×	×	○
眼	眼瞼下垂症手術	○	○	×	×	○
	硝子体茎頭微鏡下離断術	○	○	×	×	○
	水晶体再建術	○	○	×	×	○
	レーシック手術	○(※5)	○(※5)	×	×	×
耳	鼓室形成手術	○	○	×	×	○
	鼓膜切開術	×	×	○	×	○
	鼓膜チューブ挿入術	×	×	○	×	○
歯	抜歯手術	×	×	×	×	×
その他	新生物根治放射線照射(50グレイ以上)	○(※5)	○(※5)	×	×	○(※5)(※6)
	ガンマナイフ(新生物治療を目的としたものに限る)	○(※5)	○(※5)	×	×	○(※5)

(※1) 新医療保険にご加入の場合、手術給付金をお受取りいただけない場合でも、約款の所定の要件を満たすときには手術サポート給付金をお受取りいただけます。
 (※2) 入院中手術とは「入院給付金」の支払事由に該当する入院中に受けた手術を指します。
 (※3) 外来手術とは「入院給付金」の支払事由に該当する入院中以外に受けた手術を指します。
 (※4) 施術の開始日からその日を含めて14日の間に1回の給付を限度とします。
 (※5) 施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。(下記事例を参照ください)
 (※6) 50グレイ未満でも給付の対象となります。

【60日の間に1回の給付を限度とする手術】(例)

- お受取りいただける場合
 - 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術(良性)を受けた後、60日経過後に同じ手術を受けられたケース
- × お受取りいただけない場合
 - 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術(良性)を受けた後、60日以内に同じ手術を受けられたケース
 - ⇒ 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする手術であるため、1回目の手術はお受取りいただけますが、2回目の手術はお受取りいただけません。
 - 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術(良性)を受けた後、60日以内に経皮的カテーテル心筋焼灼術を受けられたケース
 - ⇒ 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする手術で、約款の手術給付倍率表の同一番号(87番)手術であるため、1回目の手術はお受取りいただけますが、2回目の手術はお受取りいただけません。

事例5

通院給付金などのお受取り

以下では「**通院保障特約**」(2018年4月発売)について説明しますが、「**新通院特約**」などの場合は要件が異なりますのでご注意ください。

通院保障特約(2018年4月発売)の場合

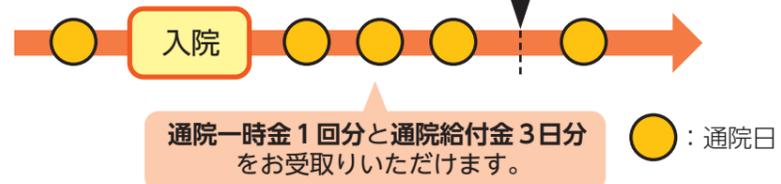
●通院一時金・通院給付金

「糖尿病性網膜症(眼科)」で**入院**され、**退院後180日以内**に「糖尿病(内科)」の治療を目的とした通院をされた場合

入院の退院日の翌日からその日を含めて180日目



お受取り
いただける場合



●通院手術一時金

「白内障」の治療のため、**通院**(※)により「水晶体再建術」を受けられた場合

※日帰り入院を含む入院中を除きます。



お受取り
いただけない場合

●骨折の治療のため入院し、その後退院

退院直後に「**インフルエンザ**」を発症し、同じ病院に通院された場合

●「腰椎椎間板ヘルニア」で病院へ入院し退院した後、

接骨院に通院された場合

解説

- 通院一時金・通院給付金のお受取りの対象となる通院とは、入院給付金の支払事由に該当する入院をされ、**退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、入院の直接の原因となった疾病(医学上密接な関係にある一連の疾病を含みます)や不慮の事故による傷害**の治療を目的とする通院であることを要します。
- お受取りの対象となる通院とは、**治療を目的とする通院**であることを要します。美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置をともなわない薬剤・治療材料の購入・受け取りのみの通院などは、治療を目的とする通院に該当しません。
- 接骨院、整骨院**で治療をされた場合は、「四肢(手足、肩を含む)における骨折、脱臼、捻挫または打撲」の治療に限り、お受取りの対象となります。

事例6

特定損傷給付金のお受取り

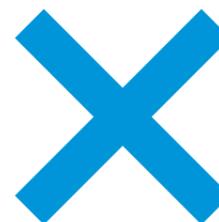
不慮の事故の判断

特定損傷給付金は、不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂に対する治療を受けられた場合にお受取りいただけます。



お受取り
いただける場合

- 野球のボールがあたって指を**骨折**した場合
- 路上で転倒して肩を**脱臼**した場合
- 柔道の試合中に足の**腱を断裂**した場合



お受取り
いただけない場合

- 「**骨粗しょう症**」の方が、体を支えた拍子に腕を**骨折**した場合
- スポーツによる**反復性**の肩の**脱臼**
- 柔道の試合中に右ひざの**靭帯を断裂**した場合
(靭帯は腱とは異なるため、お受取りの対象にはなりません)

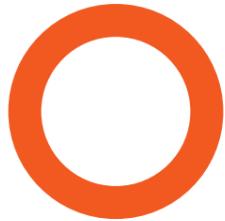
解説

- 特定損傷給付金の対象となる「不慮の事故」とは、「急激」かつ「偶発的」な「外来」の事故をいい、疾病を原因としたものや、疾病・体質的な要因を有する被保険者が軽微な外因により発症または症状が増悪した場合は含みません。
- 接骨院、整骨院による治療は、四肢(手足、肩を含む)の骨折、脱臼に限りお受取りの対象となります。

先進医療給付金のお受取り

対象となる先進医療

先進医療給付金は、病気やケガにより先進医療による療養を受けられた場合にお受取りいただけます。



お受取り
いただける場合

所定の基準を満たす医療機関で治療

被保険者が先進的な医療を受けられた時点において、その医療が、厚生労働大臣が先進医療として認める医療技術・適応症・実施する医療機関に該当しているケース。



お受取り
いただけない場合

所定の基準を満たさない医療機関で治療

厚生労働大臣が『先進医療』として実施することを認めていない病院で受けられたケース。



医療技術名や適応症が「先進医療」の要件に該当していても、医療機関が要件を満たしていないため、お受取りいただけません。

解説

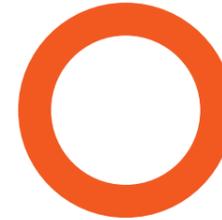
お支払いの対象となる「先進医療」は、「治療を受けた時点」で以下のすべてを満たすものとなります。

- ①厚生労働大臣が定める「医療技術」
- ②医療技術ごとに定められた「適応症」
- ③先進医療ごとに、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる療養

がん自由診療給付金のお受取り

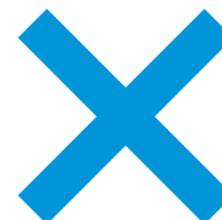
対象となる抗がん剤治療

がん自由診療給付金は、自由診療による所定の抗がん剤治療を、国内で受けられた場合にお受取りいただけます。



お受取り
いただける場合

- 日本では承認されていないが、診断されたがんに対する効能または効果が海外(欧米)では承認されている抗がん剤治療を、日本の病院で受けた場合
- 患者申出療養^(※)で抗がん剤治療を受けた場合
※国への申請と承認が必要な制度です



お受取り
いただけない場合

- 日本では承認されていない抗がん剤治療を、外国の病院で受けた場合
- 日本で開発された抗がん剤を、臨床試験(治験)として受けた場合

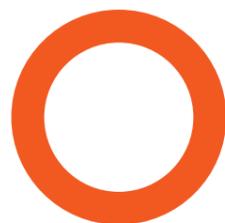
解説

- お支払いの対象となる抗がん剤治療は、日本国内の病院・診療所にて自由診療として受けたもので、「治療を受けた時点」で以下①②のいずれかを満たすものとなります。
 - ①診断されたがんに対する効能または効果が、欧米で承認された抗がん剤による治療
 - ②患者申出療養による療養として実施された抗がん剤治療
- 公的医療保険制度が利用できる抗がん剤治療や、先進医療として実施された抗がん剤治療は、お支払いの対象とはなりません。

障害給付金のお受取り

身体障がい状態の原因

障害給付金は、責任開始の時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の身体障がいの状態になられた場合にお受取りいただけます。



お受取り
いただける場合

交通事故によるケガが原因で事故の日から
180日以内に左足の足関節以上を切断された場合



不慮の事故により、左足の足関節以上を切断した場合は「1下肢を足関節以上で失った」場合にあたり、**身体障がい状態の第3級に該当するため、障害給付金をお受取りいただけます。**



お受取り
いただけない場合

「糖尿病」による壊疽を生じ、左足の足関節以上を切断された場合



不慮の事故を原因としていませんので、**障害給付金はお受取りいただけません。**

解説

障害給付金の額は、障がい状態（1級～6級）に応じて災害保険金額の10%（第6級に該当の場合）～100%（第1級に該当の場合）となります。

なお、障害給付金のお支払対象となる約款所定の身体障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なります。

障害給付金の計算例

- 身体障がい状態：左足を足関節以上で切断
- 障がい等級：第3級
- 災害保険金額：100万円
- 給付割合：50%

災害保険金額
100万円

×

50%

=

障害給付金
50万円

障害給付金として、50万円をお受取りいただけます。

高度障害保険金のお受取り

所定の高度障害状態

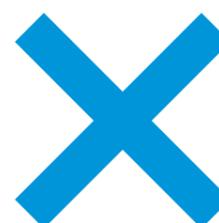


お受取り
いただける場合

ご契約加入後に発病した「脳梗塞」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない



終身常に介護を要する状態に該当しますので、高度障害保険金をお受取りいただけます。



お受取り
いただけない場合

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態であるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える



終身常に介護を要する状態に該当しませんので、高度障害保険金はお受取りいただけません。

解説

● 高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお受取りいただけます。なお、高度障害保険金のお支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なります。

● 高度障害保険金は、責任開始日より前に発生した疾病または不慮の事故による傷害を原因とする場合、約款所定の高度障害状態に該当しない場合、または回復の見込みがある場合にはお受取りいただけません。

介護保険金のお受取り

公的介護連動型保険の場合



お受取り
いただける場合

ご契約加入後に発病した「アルツハイマー型認知症」によって日常生活に介護を要する状態となり、公的介護申請をした結果、要介護1と認定された



- 要介護1以上の状態に該当していると認定されたので、**介護年金をお受取りいただけます。**
- 介護一時金保険の保険料の払込免除事由に該当します。**



お受取り
いただけない場合

ご契約加入前から物忘れがあり、「アルツハイマー型認知症」と診断され通院をしていました。このことを告知せずに保険に加入し、ご契約加入1年後に公的介護申請をした結果、要介護1と認定された



- ご加入前からの疾病により要介護1以上の状態に該当していると認定されておりますので、介護年金はお受取りいただけません。また、介護一時金保険の保険料の払込免除事由に該当いたしません。**

解説

公的介護連動型保険（2012）、介護一時金保険（2012）の介護年金等について

- お亡くなりになった時点で公的介護の申請中で、その後に要介護認定がなされた場合もお受取りいただけます。
- 責任開始日より前に発生した疾病または不慮の事故を原因として公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当した場合にはお受取りいただけません。

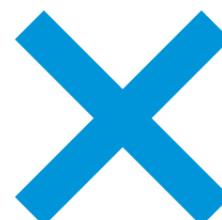
注) お客様がご加入されている保険商品によって、**支払事由が異なります**ので、詳しくは担当者までお問い合わせください。

リビング・ニーズ特約保険金のお受取り



お受取り
いただける場合

リビング・ニーズ特約保険金のご請求時に、日本で一般に認められた治療を行っても、**余命が6か月以内**と診断されている場合



お受取り
いただけない場合

- 3年前に「脳出血」で医師から余命1か月と診断されていたが、その後回復し、**ご請求時点では余命6か月以内と診断されていない場合**
- 特約保険金の請求日が**主契約の保険期間満了の時まで1年以内**である場合
- 診断書で医師により余命6か月以内とのご意見をいただいた場合でも、**当社において請求日時点で余命6か月以内と判断できない場合**

解説

リビング・ニーズ特約を付加されたご契約については、被保険者が「余命6か月以内」（注）と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部をお受取りいただけます。

（注）余命6か月以内とは、日本で一般に認められた治療を行っても、**請求日において余命が6か月以内であることを意味し、医師が記入した当社の専用診断書にもとづいて、当社がその判断を行います。**（診断書に「余命が6か月以内」との主治医意見がある場合でも、上記に照らして当社が同様に判断できないときはお受取りいただけないこともあります。）

- 請求日とは、特約保険金の請求について当社の定める必要書類が当社に到着した日をいいます。
- 特約保険金のお受取りは、同一の保険契約について1回限りとし、特約保険金額をお受取りいただいた場合には、この特約は消滅します。

お受取りいただける特約保険金額について

- お受取りいただける金額は、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する所定の利息および保険料相当額を、指定保険金額から差し引いた金額となります。
- お支払後6か月以内にお亡くなりになった場合でも、利息および保険料相当額の返金はいたしません。また、被保険者が6か月以上ご存命の場合でも、お受取りいただいた特約保険金の精算はありません。

保険金・給付金のお受取り

告知義務違反による解除

ご契約にご加入いただく際に、事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知されたりした場合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金・給付金等をお受取りいただけない場合があります。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求傷病との間に、因果関係が認められない場合には、保険金・給付金はお受取りいただけます。



お受取り
いただける場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく記入せずに加入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは因果関係のない「胃がん」で死亡された



お受取り
いただけない場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく記入せずに加入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡された

解説

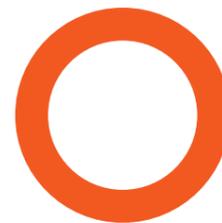
- 被保険者には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、「告知書」等で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 生命保険募集人に口頭で傷病歴等をお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金・給付金等をお受取りいただけないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象となる期間を経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

災害保険金のお受取り

重大な過失による免責

契約や特約ごとに災害保険金や給付金などをお支払いできない場合（免責事由）を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害保険金などはお受取りいただけません。

無配当災害割増特約の場合



お受取り
いただける場合

- 居眠り運転をしてしまい、電柱に衝突し、亡なられた場合
- 酒に酔っていたが、横断歩道を青信号で歩行して走行してきた自動車にはねられて、亡なられた場合



重大な過失（著しい不注意）とはいえないため、災害保険金をお受取りいただけます。



お受取り
いただけない場合

- 高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡なられた場合
- 泥酔して道路上に寝込んでいるところを自動車にはねられて、亡なられた場合



危険な行為であることが予想できたにもかかわらず、重大な過失（著しい不注意）に該当するため、災害保険金はお受取りいただけません。

解説

- 〈無配当災害割増特約条項〉（第3条抜粋）
支払事由が生じても災害保険金を支払わない場合
- (1) 保険契約者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の故意または重大な過失
 - (3) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失
 - (4) 被保険者の犯罪行為
 - (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (9) 地震、噴火または津波
 - (10) 戦争その他の変乱

* 重大な過失とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断にあたっては、客観的、一般的な視点から、著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、医学的、法的な観点をふまえて慎重に判断します。

* 死亡保険金、高度障害保険金および給付金なども別途免責事由を定めています。

保険金・給付金をお支払いするための確認・照会とは

保険金・給付金等のお支払いの判断にあたり、ご加入前の健康状態、治療の内容・経過、事故の状況などについて、ご契約のしおり・約款にもとづき、医師や関係機関等へご請求内容に関する事実の確認をさせていただくものです。これにより、お支払可否の検討、お支払いする金額の確定、あるいはご契約（ご請求のご契約以外の契約・特約を含む）の継続可否を検討することになります。なお、この確認は、当社職員または当社が業務委託をしている確認会社が実施します。

※確認・照会にあたり、契約者、被保険者または受取人が正当な理由なくこれに応じなかった場合は、保険金・給付金等のお支払判断を保留せざるを得ませんので、ご協力のほどよろしく申し上げます。また、その保留期間に対するお支払遅延の責任を負いません。

【確認・照会を行わせていただく主な事例】

- ご加入後、2年以内に支払事由が発生した保険金・給付金等のご請求をいただき、責任開始期前よりのご発病、受診の可能性がある場合
※今回ご請求いただいたご契約以外に、ご加入後2年以内のご契約がある場合も含まれます。
- 保険金・給付金等の診断書の内容を確認する必要がある場合
※診断書に一部未記入がある場合、入院期間・主たる入院目的・手術内容等が不明瞭な場合、障害状態・介護状態等につき詳細な確認が必要な場合など
- 事故の詳細な状況を確認する必要がある場合
※ご提出いただいた「事故状況報告書」等では事故の詳細な状況が不明な場合

お支払可否決定まで

この確認を行うことで、お支払可否決定までにお時間がかかる場合があります。特別な照会や調査等が必要な場合、確認先が複数の場合や、確認先の都合により相当の日数を要することもあります。ご理解、ご了承くださいますようお願いいたします。

●ご請求に関する内容の確認の一般的な手順

お客さまへの面談が終了後、医療機関等への確認を行います。



保険金・給付金をお受取りいただけないそのほかの場合

詐欺により取消しとなる場合

契約者、被保険者が詐欺により、保険契約のご加入、復活または復旧をされたものと認められるときは、当社にご契約または特約を取消すことがあります。この場合、保険金や給付金をお受取りいただけません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

不法取得目的により無効となる場合

「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」というような、契約者が保険金や給付金を不法に取得する目的、または他人に保険金や給付金を不法に取得させる目的で保険契約のご加入、復活または復旧をされたものと認められる場合、その契約は無効となり、保険金や給付金をお受取りいただけません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

重大事由により解除となる場合

次のような重大事由に該当し、契約または特約が解除された場合、保険金や給付金をお受取りいただけません。

- 保険金や給付金を詐取する目的、または他人に保険金や給付金を詐取させる目的で事故を起こしたとき
- 保険金や給付金の請求に関して詐欺行為があったとき
- 保険契約の重複により給付金等の合計金額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 契約者、被保険者または受取人に対する当社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

※重大事由による解除、および契約が取消し・無効の場合は、責任開始の日または復活日からの経過年数は問いません。

【朝日生命ホームページ】

「ご契約のしおり/更新(変更)のしおり一覧」

(URL <https://www.asahi-life.co.jp/service/shiori/index.html>)

スマートフォンなどでご確認いただく場合、右の二次元コードを読み込みいただくことで、上記 URL のページにアクセスすることができます。



ご請求時にご提出いただく書類例

書類例	ご提出いただく理由	取得方法 など
請求書 (書面手続きの場合 必要です)	ご請求意思と、お支払明細書等 のご送付先・受取口座の確認を します。	当社所定の書類ですので、当社職員もしくは郵送で お届けします。
診断書	支払事由に該当する内容を確認し、 受取金額を確定します。 または、保険料の払込免除事由 に該当する内容を確認し、払込 免除を決定します。	当社所定の書類ですので、当社職員もしくは郵送で お届けします。治療を受けた病院、もしくは診療所に 証明を依頼することにより取得できます。 また、海外の医療機関で治療（入院・手術）を受けた 場合は、当社所定の英語診断書で必ず医師に証明を依 頼し取得してください（当社 HP から印刷可能）。 なお、介護保険診断書または公的介護運動型専用診断 書については、公的介護保険申請のための主治医意見 書を記入した医師に依頼してください。 保険金や給付金をお支払いできなかった場合は、診 断書原本1通につき一律「5,000 円+消費税相当額」 をお支払いします。
死亡診断書 (死体検案書) のコピー	被保険者のお亡くなりになった 事実とその理由（死因の種類） を確認し、受取金額を確定します。	死亡診断書（死体検案書）は、医師が発行します。死 亡届と一体となっており、用紙の左側が死亡届、右側 が死亡診断書（死体検案書）となっています。 死亡届を市区町村役場へ提出する際にコピーを取る ことをお勧めします。
住民票謄(抄)本 ^{*1}	被保険者の生存の証明を確認し ます。	住民登録地の市区町村役場に手数料を添えてお申込 みいただくことで取得できます。 郵送やコンビニエンスストア交付の取扱いをしてい る市区町村もあります。
印鑑登録証明書	請求書類の印影がご本人のもの であることを確認します。 押印された書類の記載事項は、 本人がなした行為と推定されます。	個人は市区町村役場に、法人は法務局に手数料を添え てお申込みいただくことで取得できます。 個人は、郵送やコンビニエンスストア交付の取扱いを している市区町村もあります。法人は、オンラインに よる交付請求をすることができます。
個人番号 (マイナンバー) 申告書	「社会保障・税番号制度（マイナ ンバー制度）」において、保険金 等のお支払いの際に、生命保険 会社はお客様の個人番号（マイ ナンバー）を税務署に提出する 支払調書に記載することが義務 付けられているため、ご提出を お願いしています。	当社所定の書類ですので、当社職員もしくは郵送で お届けします。 マイナンバーは、当社職員がお預かりすることはでき ませんので、お客様ご自身で当社に直接郵送ください。

※1 「住民票謄本」とは、住民登録された世帯全員が記載されたものです。
「住民票抄本」とは、住民登録された世帯員の一部（一般的には一人のみ）が記載されたものです。

- 記載の書類は一例です。全てご提出いただくわけではありません。また、記載のない書類のご提出をお願いすることがあります。
- 必要な書類はご請求内容によって異なります。ご連絡をいただいた際にお伺いした病名等に合わせて必要書類を記載したご案内をお届けします。
- 必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。

代理人からのご請求となる場合について

「指定代理請求特約」が付加されたご契約

- 被保険者（こども保険の場合は契約者）が受取人で、保険金・給付金を自ら請求できないと当社が認めた場合、あらかじめ指定された「指定代理請求人」からのご請求をお取扱いたします。

「保険契約者代理特約」が付加されたご契約

- 契約者が受取人で、保険金・給付金を自ら請求できないと当社が認めた場合、あらかじめ指定された「保険契約者代理人」からのご請求をお取扱いたします。

上記代理人からのご請求でお支払いした場合について

- 保険金・給付金を代理人にお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金・給付金のご請求をいただいても、お支払いはしません。
- 代理人からのご請求により、保険金・給付金をお支払いした場合には、当社は契約者または被保険者にその旨をご連絡しませんので、契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険金・給付金のお支払い後、契約者または被保険者からご契約内容について当社あてにご照会をいただいたときは、保険金・給付金のお支払いをしていること、またはご契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。
また、保険金・給付金のお支払い後の契約内容変更通知等により、被保険者（こども保険の場合は契約者）ご本人がご自身の健康状態についてお知りになる可能性があります。
- 診断書上悪性と判断できる場合は、病名告知の有無に関わらず生活習慣病入院給付金やがん診断給付金等をお支払いします。

※詳しくは当社担当者またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

受取人が未成年者や相続人の場合

受取人が未成年者の場合

- 親権者または未成年後見人からご請求ください。
- 未成年者の戸籍謄(抄)本(親権者または未成年後見人が記載されているもの)をご提出ください。
- 未成年者がご結婚されている場合は、受取人本人からご請求ください。

受取人が成年後見制度をご利用の場合

- 法定代理人(成年後見人・保佐人・補助人・任意後見契約による後見人)からご請求ください。
- 法務局発行の「登記事項証明書」をご提出ください。

受取人が相続人と指定されている場合

- 被保険者の法定相続人の中から代表受取人および同意者をお選びいただき、当社所定の「代表者選任届」に署名・押印ください。
- 代表受取人および同意者が相続人であることを証明できる戸籍謄本をご提出ください。

受取人が亡くなられた場合

- 受取人の法定相続人からご請求となります。法定相続人の中から代表受取人および同意者をお選びいただき、当社所定の「代表者選任届」に署名・押印ください。
- 代表受取人および同意者が相続人であることを証明できる戸籍謄本をご提出ください。
- 受取人が被保険者より先に亡くなられたか、後に亡くなられたかによって相続人が異なる場合があります。

法定相続人とは

- 法定相続人とは、民法で定められた相続人のことを指します。配偶者と子は常に相続人となります。法定相続人全員を確認するには、亡くなられた方が出生されてから亡くなるまでの一連の戸籍謄本*が必要ですが、転籍(本籍地を移動すること)されている場合は、複数の戸籍のご提出が必要となることもあります。また、相続人の方が亡くなられている場合は、その方の一連の戸籍謄本*も必要となります。

※法定相続情報制度により交付された「法定相続情報一覧の写し」も戸籍としてご利用いただけます。

相続の順位

- 相続人は上順位の方々が優先します。たとえば配偶者と子がいる場合は父母・兄弟姉妹は相続人とはなりません。
- 民法で定められた相続順位は次のとおりです。

配偶者*¹は常に相続人となります。

第1順位・・・子*²(子が亡くなられているときは孫)

第2順位・・・父母*³(父母が亡くなられているときは祖父母)

第3順位・・・兄弟姉妹(兄弟姉妹が亡くなられているときは兄弟姉妹の子)

※1 配偶者とは、戸籍上の妻または夫をいい、内縁の方は含まれません。

※2 子とは実子のほか、養子も含みます。

※3 父母とは、実父母のほか、養父母も含みます。

保険金・給付金に関する税務上の取扱い

死亡保険金・死亡年金をお受取りの場合

受取金額や受取形態により、課税の対象となることがあります。

例えば、契約者(保険料負担者)・被保険者が夫、死亡保険金受取人が妻の場合、受け取った保険金等は、相続税の対象となります。また、契約者と被保険者が同一で受取人が相続人の場合には一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

詳しくは税務署または税理士にご相談ください。

【死亡保険金にかかる税金】

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
A (例)夫	A (例)夫	B (例)妻	相続税
A (例)夫	B (例)妻	A (例)夫	所得税 住民税
A (例)夫	B (例)妻	C (例)子	贈与税

【死亡年金にかかる税金】

契約者	被保険者	受取人	亡くなられた時	年金受取時
A (例)夫	A (例)夫	B (例)妻	相続税 ※	所得税 住民税
A (例)夫	B (例)妻	A (例)夫	—	所得税 住民税
A (例)夫	B (例)妻	C (例)子	贈与税 ※	所得税 住民税

※年金の受取方法により、課税対象額が異なる場合があります。

保険金・給付金の非課税扱いについて

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にするその他の親族の場合、受け取った保険金等(死亡保険金等を除く)は全額非課税となります。

【非課税となる保険金・給付金の例】

高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金

入院給付金、手術給付金、特定損傷給付金、7大疾病保険金・給付金、等

医療費控除について

確定申告で医療費控除を受ける場合、実際にかかった医療費から給付金等受取額を差し引く必要があります。

税務手続きに際して

保険金・給付金のお支払い時に、お支払明細書またはお支払通知書をお送りします。

税務申告の際に必要なこともありますので大切に保管してください。

主な保険用語のご説明

約款

ご契約から保険金お支払いまでのとりきめを記載したものです。

契約者

保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。

被保険者

生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。

受取人

保険金、給付金、年金などを受取る人のことをいいます。

指定代理請求人

受取人が被保険者の場合で保険金等をご請求できない特別な事情がある時に備えて、契約者が被保険者の同意を得て、被保険者の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。

保険契約者代理人

受取人が契約者の場合で保険金等をご請求できない特別な事情がある時に備えて、契約者が被保険者の同意を得て、契約者の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。

責任開始の時（責任開始期）と責任開始の日

当社が契約上の責任を開始する時期を責任開始の時といい、その責任開始の時を含む日を責任開始の日といいます。なお、復活の場合は最終の復活の時を指します。

保険料

契約者から保険会社にお支払いいただくお金をいいます。

失効

猶予期間を過ぎても保険料のお支払いがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。

復活

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。その際には、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

支払事由

保険金、給付金、年金などが支払われる条件のことをいいます。

免責事由

支払事由に該当した場合でも、保険金、給付金、年金などをお支払いできない特定の事由のことをいいます。

告知義務と告知義務違反

保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込みや復活のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことについてお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。

当社がおたずねした重要なことについて告知がなかったり、故意に事実と異なることを告知された場合などは、告知義務に違反したことになり、当社にご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。

お客様をサポートする朝日生命のサービス

診断書取得代行サービス

介護状態の方など、ご自身で診断書の取得が困難なお客様に代わって、当社職員が診断書の取得を代行します。

戸籍取得代行業者の紹介

スムーズにご請求手続きをいただくために、戸籍の取得を代行する業者をご紹介します。

先進医療給付金の医療機関宛直接支払サービス

先進医療の中でも、とりわけ高額となる陽子線治療および重粒子線治療について、直接医療機関にお支払いするサービスです。一時的な経済的負担やお支払手続を軽減し、安心して治療に専念いただけます。

サービスのご利用には、一定の条件がございます。詳しくは当社担当者までお問い合わせください。

ご請求手続きに関するお問い合わせ先

保険金・給付金についてもれなくご請求いただくには、お客様からのご連絡が重要な情報となります。保険金・給付金をお受取りいただける可能性があると思われる場合やご不明な点につきましては、当社担当者または、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

お客様サービスセンター

フリーダイヤル



0120-714-532

※受付時間：月曜日～土曜日 9：00～17：00
(ただし、祝日年末年始を除く)

「契約内容・諸手続きに関するご照会」は【契約者ご本人様】【ご契約内容ご家族説明制度に登録されているご家族様】、「保険金・給付金のご請求に関するご照会」は【契約者ご本人様またはお受取人様】【ご契約内容ご家族説明制度に登録されているご家族様】からのお申出に限らせていただきます。なお、【ご契約内容ご家族説明制度に登録されているご家族様】には、ご契約者様と同等の範囲でご契約内容についてご説明できますが、一部のご契約内容（受取人様固有の情報・センシティブ情報等）については、ご回答できないこともございますので、ご了承ください。

支払相談窓口について

保険金・給付金のお支払いに関する決定について、支社・営業所および支払担当部署の説明にご納得されず、再査定を希望されるお客様を対象とした専用窓口（支払相談窓口）を設置しています。当窓口のご案内は、対象のお客様に支払担当部署より個別にお届けする通知に記載しています。お申出については、**重要なプライバシー情報のため、受取人ご本人様からのお申出をお願いいたします。**

 **朝日生命保険相互会社**

ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>



取扱店